

岩手県医療局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の徴収（医業未収金集金代行業務の範囲内のものに限る。）に関する事務を平成26年6月25日次のとおり委託した。

平成26年7月11日

岩手県医療局長 佐々木 信

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立中央病院	東京都港区芝浦三丁目16番20号	ニッテレ債権回収株式会社
岩手県立大船渡病院	〃	〃
岩手県立釜石病院	〃	〃
岩手県立宮古病院	〃	〃
岩手県立胆沢病院	〃	〃
岩手県立磐井病院	〃	〃
岩手県立遠野病院	〃	〃
岩手県立高田病院	〃	〃
岩手県立久慈病院	〃	〃
岩手県立江刺病院	〃	〃
岩手県立千厩病院	〃	〃
岩手県立中部病院	〃	〃
岩手県立二戸病院	〃	〃
岩手県立一戸病院	〃	〃
岩手県立大槌病院	〃	〃
岩手県立山田病院	〃	〃
岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター	〃	〃
岩手県立軽米病院	〃	〃
岩手県立大東病院	〃	〃
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	〃	〃
岩手県立東和病院	〃	〃
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	〃	〃
岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	〃	〃
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	〃	〃
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	〃	〃
岩手県立南光病院	〃	〃